

矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区通信

しらかべ

第29号 令和8年5月10日発行



平素より、矢掛の伝建制度にご理解とご協力をありがとうございます。保存地区の皆様のご日常の心遣い、町民の皆様のご温かいお言葉で、気持ちの良い町並みが保たれています！

■【新設】歴史的な町並みを守り、育てる

「重伝建版リフォーム補助」が始まりました！

矢掛宿の美しい町並み(=伝統的建造物群保存地区)を次世代に引き継ぐため、新しく「歴史的風致向上事業補助金」(通称:重伝建版リフォーム補助)を創設しました。大切な建物の「ちょっとした修繕」や「美観を整える工夫」に、ぜひご活用ください。

◆ どんなことに使えるの?(対象事業)

補助の対象となる工事や対策は、大きく分けて次の3つです。

① 建物の応急修理やお手入れ(伝統的建造物限定)

例えば…屋根の雨漏りや、外壁の破損の修繕、シロアリなどの害虫・害獣の防除
<大規模修理へつなぐための応急処置も対象です>

② 町並みの美観をアップする工夫

例えば…町並みの雰囲気にあった「木製看板」の新設、または新建材看板の撤去、エアコン室外機を隠す「木製目隠し(格子など)」の設置

③ 火災から建物を守る対策

例えば…住宅用火災警報器の設置、点検、取り替え



💰 補助金はどのくらい出るの?

補助率:対象経費の 2 分の 1 以内 上限額:最高 50 万円

※ただし、過去 5 年度以内にこの補助金を上限(50 万円)まで受けた物件は、再度利用することはできません。

👤 対象となる方や主な条件

対象者:伝建地区内の建物などの所有者、または管理・使用している方

主な条件:伝建地区の保存活用計画に沿った工事であること

町内の施工業者を利用すること

地区の耐久性・利便性、または歴史的な景観を向上させる行為であること

矢掛宿の
美しい町並みを未来へ
ご理解とご協力をお願いします。

📞 お問い合わせ・ご相談

「うちの修理は対象になる?」「こんな看板をつけたいんだけど…」など、計画の段階でお気軽にご相談ください。



担当課:教育課 文化財係 電話番号:0866-82-1080

やかげ観光大使やかっぴー